



市では「災害時要援護者避難支援制度」に取り組んでいます

この制度は、災害時に自力での避難が困難な一人暮らしの障害者・高齢者等の人々が、地域で支援を受けながら安全に避難するためのものです。

事前に避難支援が必要な人の名簿を作成し、その名簿を自主防災組織など地域団体にお渡しし、地域の皆さんと助け合いながら避難する体制づくりに取り組むものです。

名簿登録にあたっては、民生委員児童委員協議会の他、関係機関等を通じて対象者の皆さんへの意向確認を予定しています。

総務課生活安全係

(☎0848-25-7216)

社会福祉課障害福祉係

(☎0848-25-7124)

高齢者福祉課高齢者福祉係

(☎0848-25-7137)

平成28年度までの間、地域集会施設リフォーム事業補助金を交付します

申請する場合は、工事着工前に必ず高齢者福祉課へご相談ください。

補助対象(工事内容) 建物(増築、改築、修繕)、設備(設置、修繕)

補助金額 補助対象に係る経費の2分の1以内の額とし、上限200万円(千円未満の端数は切捨)

注意事項 ①補助対象に係る経費が10万円以上であること②当該年度の3月末日までに工事が完了すること③市内業者(市内に本店を有する法人か市内に住所を有する個人業者)が施工する工事であること④補助金の交付は1施設につき1回。

☎高齢者福祉課高齢者福祉係

(0848-25-7137)

おのみち「農」の担い手総合支援事業を今年度も実施します

次の4つのメニューがあります。

①地域農業活性化支援事業

農業者活動(地域の課題の明確化およびその解決のための取り組み)、地域戦略組織活動(地域農業をけん引する産地づくりを目的とする取り組み)、栽培技術等構築の取り組みに対し支援します。

②農地集積支援事業

地域の核となる担い手を明確にし、育成を図るために、担い手が農地の流動化と集積を行う場合、農地の借り手を支援します。

③農業経営高度化支援事業

認定農業者が農業経営のステップアップを目的として実施する、栽培施設や農業機械の導入、生産基盤の整備などについて支援します。

④産地構造改革支援事業

既存の産地構造から脱却し、革新的な展開を図るために実施する農業基盤および施設整備を支援します。

申請の受付(予算額の範囲内で実施)

第1期	4月20日～5月20日
第2期	7月1日～7月30日
第3期	9月1日～9月30日
随期	—

詳しくは、市ホームページをご覧ください。

☎農林水産課農林振興係

(☎0848-20-7506)

固定資産税・都市計画税納税通知書をお届けします

平成25年度固定資産税・都市計画税の納税通知書および課税明細書は、5月中旬に発送予定です。

納期限は次のとおりです。

(第1期)5月31日(金) (第2期)7月31日(水)

(第3期)9月30日(月) (第4期)12月25日(水)

☎資産税課土地係(☎0848-25-7162)

家屋係(☎0848-25-7164)

因島瀬戸田資産税係(☎0845-26-6228)

飼い犬の登録と狂犬病予防注射をしていますか



犬を飼う場合は、市への登録(生涯1回)および狂犬病予防注射は毎年1回と狂犬病予防法によって義務づけられています。これらに違反した場合は罰則規定があります。また飼い主の変更(住所変更含む)や犬が死亡した場合は、環境政策課か各支所へ届け出てください。

☎環境政策課(☎0848-25-7430)

広島県動物愛護センター(☎0848-86-6511)

家庭ごみの野焼きは法律で禁止されています

農業を営む上で止むを得ない場合の草木の野焼き、たき火、とんど等、例外として認められているものもありますが、野焼きの煙により、洗濯物に臭いがつく、悪臭により気分が悪くなるなどの声が寄せられています。例外として認められている行為であっても、周辺の生活環境に支障を与えている場合には、行政指導の対象となることがありますので、近隣の迷惑にならないように配慮をお願いします。

☎環境政策課(☎0848-25-7430)

■料金表示のないものは参加無料です。

☎電話

☎ファックス

☎電子メール

☎ホームページ

☎申込先

☎問い合わせ先

清掃

～毎月1日は
「門前清掃の日」です～

【旧尾道・御調・向島地区】 〇清掃事務所 (☎0848-48-2900)
 【因島地区(原・洲江含む)】 〇南部清掃事務所 (☎0845-24-0432)
 【瀬戸田地区】 〇南部清掃事務所瀬戸田分所 (☎0845-27-0454)

冷蔵庫・洗濯機・エアコン・テレビ等の「家電リサイクル対象品」は、クリーンセンターでは、処理できません。

<不要な場合の処理方法>

- (1)家電小売店等に依頼する場合(リサイクル料金と運搬料金が必要)
 買い替えの場合は、「買い替える小売店」に、買い替えてない場合は「その製品を購入した小売店」や「家電量販店」に引き取ってもらってください。
- (2)引き取り場所へ自ら持ち込むとき(リサイクル券が必要)
 事前にリサイクル券を購入し、メーカーが指定する引き取り場所に直接持ち込んでください(引き取り場所の地図はクリーンセンターにあります。)
 ※因島地域は因島リサイクルセンターで引き取りしています。(リサイクル券を購入して持ち込み、別途保管手数料3,000円必要です。)

■リサイクル料金

リサイクル料金	(例)テレビ 1,785～3,795円
収集・運搬料金	収集・運搬料金は家電小売店ごとに異なるため、直接お問い合わせください。

※メーカーや大きさによって料金が異なる場合があります
 ※リサイクル券は郵便局で購入してください。別途手数料が必要です。

■尾道市内の引取場所(全メーカー引き取り)
 (株)丸総商店 尾道営業所(☎0848-56-0051)

休日のごみ持込受付は「5月26日(日) 8:30～12:00」

対象物は、家庭からのごみです。正しく分別して持ち込んでください。

①尾道市クリーンセンター (※資源物・粗大ごみも含む)	〇清掃事務所 (☎0848-48-2900)
②南部清掃事務所 (※粗大・燃やせないごみも含む)	〇南部清掃事務所 (☎0845-24-0432)
③瀬戸田名荷理立処分地 (※生ごみを除く)	〇南部清掃事務所瀬戸田分所 (☎0845-27-0454/当日:☎0845-27-4810)

※向島クリーンセンター・因島リサイクルセンターでは行いません。

小型浄化槽を設置すると補助金が出ます

申問 下水道課(☎0848-25-7232)
 因島総合支所市民生活課(☎0845-26-6201)

補助金額	改築	新築
5人槽	332,000円	166,000円
7人槽	414,000円	207,000円
10人槽	548,000円	274,000円

- 受付条件 ◎浄化槽工事を行っていないこと
 ◎自己居住用の個人住宅であって10人槽以下のもの
 (ただし、店舗などを併設するものも含むが補助は住宅部分を対象)
 ◎工事が平成26年3月15日までに終了すること
 ◎補助金交付申請書に必要な書類を添付して申請すること
 「尾道市小型浄化槽設置整備事業補助金交付要綱」を遵守しない場合は補助金を交付できません。

補助対象外地域(以下の地域は補助対象になりません。)

- 公共下水道認可区域
 - 漁業集落環境整備事業区域
 - 農業集落排水事業整備区域
- ※上記以外でも団地内などの処理施設で生活排水を処理している区域は対象外です。

■浄化槽は、微生物の働きを利用し、トイレの排水や生活排水をきれいにしています。

浄化槽を管理(設置)している人には、浄化槽法により保守点検・清掃・法定検査が義務づけられています。

家庭の汚水は公共下水道へ

申問 下水道課(☎0848-25-7232)

公共下水道が利用できる地域にお住まいの方は、生活排水を衛生的に排除するため、早期に下水道への接続工事をお願いします。なお、接続工事は尾道市公共下水道排水設備指定工事店で行われます。見積りや工事は指定工事店に依頼してください。

下水道が利用できる地域

東御所町・西御所町、土堂一・二丁目、十四日元町、久保一・二・三丁目、尾崎本町、新高山一・二・三丁目、天満町、山波町、東尾道、高須町、御調町

※地域の一部には、未供用部分や整備区域外があります。取付管などご不明な場合は、下水道課か指定工事店にお問い合わせください。

供用開始後3年以内に公共下水道に接続する場合には、排水設備の設置費用の一部について補助金制度を利用することができます。

排水設備工事の完了時	限度額
供用開始日から1年以内に工事(先行接続工事を含む)を完了したとき	80,000円
供用開始日から1年経過後2年以内に工事を完了したとき	65,000円
供用開始日から2年経過後3年以内に工事を完了したとき	50,000円
生活扶助世帯	255,000円

※次の事項に該当する場合は、補助金交付の対象になりません。

- ①市税および市の各種徴収金等を滞納している場合
- ②当該工事が、排水設備等の計画の確認を受けていない場合
- ③認可区域外から公共下水道に接続しようとする場合
- ④公共下水道に接続している既設の排水設備の改築および増築工事を施工する場合

■公共下水道を正しく使いましょう

公共下水道は生活環境をよりよくするための公共の財産です。下水道に汚水を流すときには、利用する人が注意して、大切に正しく使用してください。

【注意してほしいこと】※浄化槽についても同様です。
次のものを流さないようにしましょう

水洗トイレでトイレットペーパー以外のもの、台所で野菜くずや残飯・てんぷら油やサラダ油の廃油、シンナー、アルコールなど揮発性の高い危険物や土砂や木片、ビニール類